

高知県介護支援専門員連絡協議会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、高知県介護支援専門員連絡協議会会則（以下「会則」という。）を受け、高知県介護支援専門員連絡協議会（以下「本会」という。）の事業の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(入会)

- 第2条 会則第6条1項に基づき本会に正会員として入会しようとするものは、別紙第1号様式に記入のうえ、年会費を添えて本会に提出しなければならない。
- 2 会則第6条2項に基づき本会に賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、別紙第2号様式に記入のうえ、年会費を添えて本会に提出しなければならない。

(入会の承認等)

第3条 会長は、前条の規定により申請された内容を審査して承認を行い、不承認とする場合は、別紙第3号様式により通知するものとする。

(変更)

第4条 第2条の届出事項に変更が生じた場合は、別紙第4号様式により遅滞なく本会に届け出なければならない。

(退会)

- 第5条 会則第8条に基づき本会を退会しようとするものは、別紙第5号様式により本会に届け出なければならない。
- 2 会長は、前項の規定に基づき届け出をしたものに対しては、別紙第6号様式により通知するものとする。

(会員名簿)

第6条 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更があるごとに訂正しなければならない。

第3章 総会

(議事)

第7条 総会における議事事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告事項事業報告及び委員会報告
- (2) 議決事項事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算案
- (3) 役員選挙
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(付議事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を得ることを要する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 本会の解散
- 2 次に掲げる事項は、総会に報告しなければならない。
- (1) 予算、決算及び会務並びに事業の概況
 - (2) 寄付された金品の収受及び用途
 - (3) 基本財産の構成及び処分
 - (4) 当該細則の変更

第4章 理事会

(付議事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 総会の招集及びこれに付議する事項
- (2) 総会での議決又は承認した事項の執行に関する事項
- (3) 総会での議決又は承認を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 応急処分に関する事項
- (5) 寄付された金品の収受及び用途
- (6) 基本財産に関する事項
- (7) 新規事業
- (8) 総会の委任を受けた事項
- (9) その他本会の運営に関する重要な会務

(書面理事会)

第10条 理事会に付議すべき事項で、会長が特にやむを得ないと認めた場合は、全理事に議案を送付し、書面で意見を求め、理事会にかえることができる。

- 2 前項による議決要件は、理事の過半数の書面による同意をもって議決することとする。
ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第5章 委員会及び職域部会

(委員会及び職域部会)

第11条 本会は、会則第29条の規定に基づき次に掲げる委員会及び職域部会を置くこととする。

(委員会)

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 災害対策委員会
- (3) 組織・会員委員会
- (4) 厚生調査委員会
- (5) 指導者育成委員会

(職域部会)

- (1) 居宅介護支援事業所部会
 - (2) 介護保険施設部会
 - (3) 地域包括支援センター部会
 - (4) 在宅施設事業所部会
 - (5) 主任介護支援専門員部会
- 2 委員会及び職域部会の委員は、ブロック長の推薦を受け理事会の意見を聞き、会長が任命する。
- 3 委員会及び職域部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 会計及び財産

(予算)

- 第12条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な目標をもって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な施行をはかるものとする。
- 2 予算の期間は、1会計年度とする。
- 第13条 予算は、事務局が立案し、総合予算の調整及び編成は会長が行う。
- 第14条 会長は、毎年翌年度の事業計画及び予算案についての書類を作成して、理事会の議決を経て定時総会に提出しなければならない。

(決算)

第 15 条 会長は、毎年会計年度終了後、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。

(会員の負担金)

第 16 条 会則第 31 条第 4 項に定める事業に伴う収入のうち、研修事業等に関する会員の負担金は、理事会の発議により総会の議決によって別に定める。

2 団体の賛助会員については、当該団体に所属する者の内 3 名までを会員価格で研修に参加できるものとする。

第 7 章 細則の変更

第 17 条 この細則の変更は、理事会の発議により、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

附則

1 この細則は、平成 15 年 10 月 11 日から施行する。

2 この細則は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

3 この細則は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。

4 この細則は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

5 この細則は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。